

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 30(オ)869	原審裁判所名	高松高等裁判所
事件名	土地建物所有権確認並移転登記手続履行請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 35 年 1 月 22 日	原審裁判年月日	昭和 30 年 7 月 16 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 14 卷 1 号 26 頁		

判示事項	移転登記の請求が認められた事例。
裁判要旨	乙名義で不動産を競落した甲から所有権を取得した丙は、乙に対して移転登記の請求をすることができる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人福田亀之助の上告理由第一点について。 所論は原審において上告人が抗弁として主張しないところであつて、原判決に所論のような違法ありとすることはできない。 同第二点について。 本件は被上告人が本件不動産の所有者として、登記名義人たる上告人に対しその所有名義の移転を求める訴であることは記録上あきらかであるから、原判決に所論のような違法ありとすることはできない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 池田克 裁判官 河村大助 裁判官 奥野健一)

※参考：別冊ジュリスト 192 号 124 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO817 頁